

吉川市地域公共交通協議会について

《設置趣旨》

本協議会は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする本市の地域公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画の作成と、その実施に関し必要な協議を行うとともに、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、吉川市地域公共交通協議会条例に規定する本市の附属機関として設置した組織です。

また、本協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」に基づく法定協議会と「道路運送法施行規則」に規定する地域公共交通会議の2つの機能を兼ねた協議会として、地域全体の公共交通ネットワークについて、地域の移動に関する関係者が一体となって議論を行い、相互に連携、協力しつつ、持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保を目指します。

なお、本協議会の委員は、地域交通法に基づき、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重する必要があります。（協議結果の尊重義務）

	地域交通法に基づく法定協議会	地域公共交通会議
根拠法令	地域交通法	道路運送法施行規則
協議内容	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議	市内の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項等の協議

《構成員と主な役割》

構成員	主な役割
公共交通事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画作成への積極的な参加 ● 計画の推進上必要となる事業等の検討・実施
国・都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通等に関する広域的・技術的な視点での助言
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理上の観点から、計画の推進上必要となる対策の検討・実施
公安委員会（警察）	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全上の観点から、計画の推進上必要となる対策の検討・実施
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通等に関する専門的・技術的な視点での助言 ● 協議のアドバイス・コーディネート
市民・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画作成への積極的な参加 ● 公共交通の利用促進等への積極的な関与
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の作成主体 ● 計画の推進上必要となる事業等の検討・実施

※計画：地域公共交通計画